

FIT電気の回避可能費用 市場価格高騰で生じたゆがみ

2022年12月
パワーシフト・キャンペーン運営委員会

問題点

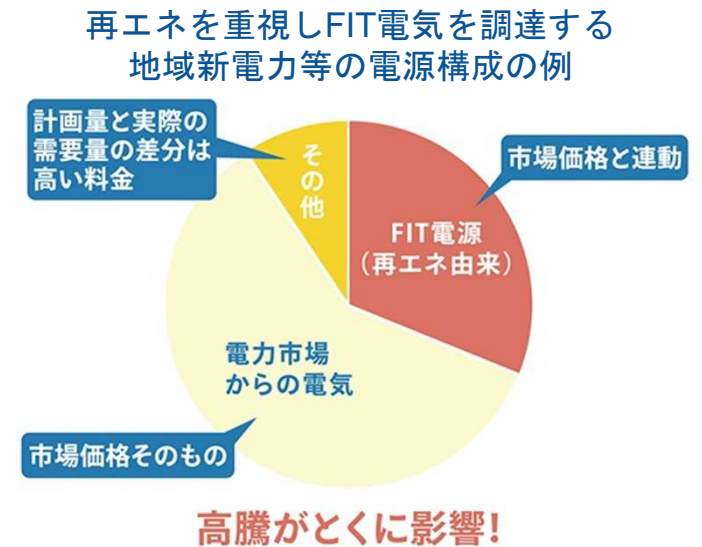
- 回避可能費用を市場価格に連動させるようにした際には、市場価格がFIT電気調達価格を上回ることは想定されていなかった。
(上回る状況が続くとすれば、FIT制度は不要ということになる)
- FIT電気の調達価格よりも市場価格が上回った場合、その差額を費用負担調整機関に返納させる制度となっている。(次ページ図)
- その差額返納のうち一部は、特定卸供給によりFIT電気を調達する小売電気事業者、すなわちその消費者が負担する。これは非合理的ではないか。
- また、スポット市場価格は、エリアによって大きな差がある。つまり、価格の高いエリアの消費者がより大きな負担をしていることとなる。これは非合理的ではないか。
- 再エネを増やす政策と、再エネが評価されて取引されることが連動していない。

「市場価格高騰を踏まえたFIT制度上の制度的対応」2021年2月 第24回再エネ大量導入小委員会資料より
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/pdf/024_01_00.pdf

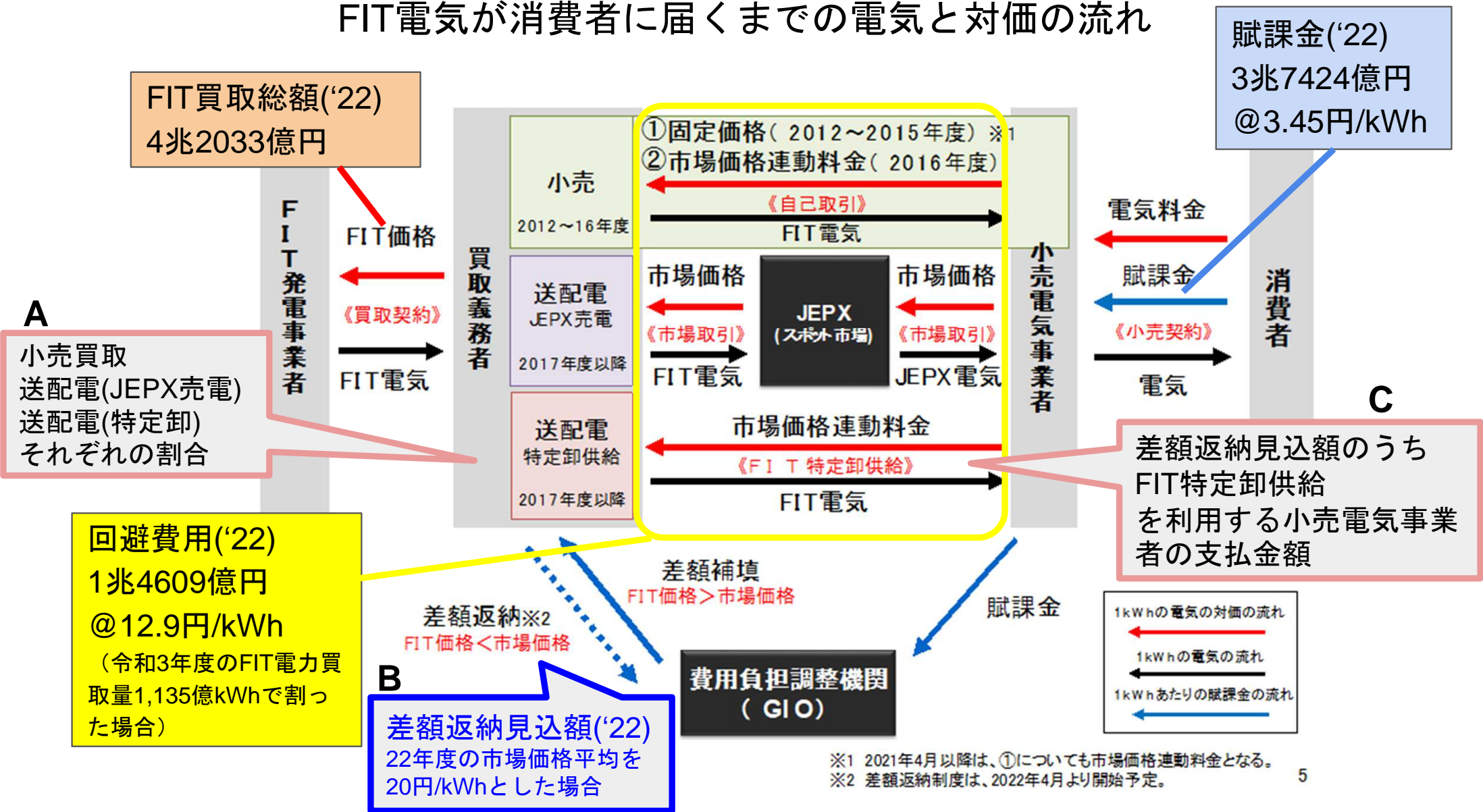
趣旨

- 2017年度の改正FIT法以降、FIT電気の回避可能費用（小売電気事業者への引渡し価格）が、電力卸売市場の価格に連動する制度となっている。
- 再エネの調達・供給を重視し、再エネ由来のFIT電気を調達する地域新電力等が、その影響を大きく受けている。
- また、回避可能費用高騰分は、市場価格に連動した料金体系や値上げにより、地域新電力等の需要家が負担することとなり、ゆがみ・不公平が生じている。
- 地域のFIT電源を地域で使う動きなどにブレーキをかけかねず、早急な見直しが求められる。
- 地域新電力等からも、以下のような提案・要望がある。
 - 回避可能費用に上限設定を。
 - 地域電源には特例を。
 - 従来の全電源平均に。

再エネ選択を阻害するFIT電気の回避可能費用の
市場連動は見直しを
消費者に不平等な負担あり



FIT電気が消費者に届くまでの電気と対価の流れ



質問事項

1. FIT電気買取のうち、以下それぞれの割合はいくらか。（前ページ図のA）
2. 小売買取、送配電（JEPX売電）、送配電（特定卸）
22年度の市場価格平均を20円/kWhとした場合、差額返納見込額はいくらか。（図のB）
3. 差額返納見込み額のうち、FIT特定卸供給を利用する小売電気事業者の支払金額はいくらか。
（図のC）
4. 回避可能費用は、前年度の市場価格実績（全国平均）をもとに計算される。その仮定と実際の市場価格が異なった場合、どのように精算しているか。（2020年度、2021年度の実績）
5. 差額返納となった場合、その一部は、特定卸供給によりFIT電気を調達する小売電気事業者、すなわちその消費者が負担する。これは非合理的ではないか。
6. スポット市場価格は、エリアによって大きな差がある。つまり、価格の高いエリアの消費者がより大きな負担をしていることとなる。これは非合理的ではないか。

2. 2022年度の賦課金単価

○1. の買取価格を踏まえて算定した結果、2022年度の賦課金単価は、1kWh当たり3.45円と決定しました。目安として一ヶ月の電力使用量が260kWhの需要家モデルの負担額を見ると月額897円（+24円）、年額10,764円（+288円）となります。

※2021年度賦課金単価 1kWh当たり3.36円（需要家モデル負担額：月額873円、年額10,476円）

○なお、2022年度の賦課金単価は、2022年5月検針分の電気料金から2023年4月検針分の電気料金まで適用されます。

<賦課金単価算定根拠>

$$\text{賦課金単価 } 3.45 \text{ 円/kWh} = \left(\begin{array}{l} \text{① 買取費用 } 4 \text{ 兆 } 2,033 \text{ 億円} - \text{② 回避可能費用等 } 1 \text{ 兆 } 4,609 \text{ 億円} \\ + \text{ 広域的運営推進機関事務費 } 17 \text{ 億円} \end{array} \right) \div \text{③ 販売電力量 } 7,943 \text{ 億 kWh}$$

※改正再エネ特措法施行に伴うFIP制度や廃棄費用積立制度に係るシステム構築費用を含む（10億円）

（内訳）

	2021年度における 想定	2022年度における 想定	主な要因
①買取費用	3兆8,434億円	4兆2,033億円	<ul style="list-style-type: none"> 2022年度から新たに運転開始する再エネ発電設備 再エネ予測誤差のための調整力確保費用
②回避可能費用等	1兆1,448億円	1兆4,609億円	<ul style="list-style-type: none"> 過去の市場価格の実績を踏まえて、市場価格に連動する回避可能費用単価を推計 非化石価値取引収益等
③販売電力量	8,036億kWh	7,943億kWh	<ul style="list-style-type: none"> 過去の販売電力量の実績を元に販売電力量を推計※

※減免費用のうち、賦課金負担となる分の電力量を控除

【参考】回避可能費用について

- 回避可能費用とは、FIT電気の買取義務者が、FIT電気の調達によって支出を免れた費用を指す。
- 回避可能費用単価の算定方法については、平成28年4月の電力小売全面自由化に伴い、従来の総括原価方式を前提とした算定方法から、市場価格連動へと見直しを行っているため、送配電買取における回避可能費用もスポット市場価格とすることとする。
- なお、小売買取においては、小売事業者にとってのFIT電気の調達価格が回避可能費用となるため、市場価格連動への見直しに伴い、5年間の激変緩和措置を講じており、一定の条件を満たすものについては従来の算定方法を維持することとしている。

<回避可能費用単価の算定方法>

時期等	回避可能費用単価の算定方法	備考
(1) 平成24年度・平成25年度認定分(小売買取)	全電源平均可変費単価	激変緩和措置あり (平成32年度末まで一定の条件を満たせば維持可能)
(2) 平成26年度・平成27年度認定分(小売買取)	①全電源平均可変費単価+全電源平均固定費単価 ②火力平均可変費単価 の組み合わせ ※①:太陽光、風力、水力の供給力計上した分+地熱、バイオマス ②:太陽光、風力、水力の供給力計上していない部分	※激変緩和措置の対象外となる場合は、(3)の方式で算定
(3) 平成28年度～(小売買取)	スポット市場価格+時間前市場価格の加重平均 (30分単位)	平成33年度以降、小売買取分はこの方法に一本化
(4) 平成29年度～(新FIT法、送配電買取)	スポット市場価格 (30分単位)	送配電買取の対象はすべてこの方法